

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目次

人委規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………



初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中、第六章 最短昇給期間の短縮(第二十五条―第二十八条)を「第六章 削除」に改める。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、第十四号を削る。第六条中「試験欄の区分」の下に「(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)」を加える。

第十二条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「第二十一条第一項第一号から第三号まで又は同条第二項第一号から第三号まで」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改め

る。
第十三条第三項を削る。

第十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、「有する者」の下に「当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を習得したと認めるもの」を、「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加え、「号給とする」を「号給とすることができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分、「保健師・助産師採用試験」にあつては「大学卒」の区分、「警察官採用試験」にあつては「高校卒」の区分、「診療放射線技師採用試験」、「臨床検査技師採用試験」、「理学療法士採用試験」及び「作業療法士採用試験」にあつては「短大3卒」の区分、「看護師採用試験」にあつては「短大3卒」の区分、「経験年数」を「経験年数」に改め、ただし書を削り、同項第二号中「前

第十五条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十二条第一項の規定による号給(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)(の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第三号に掲げる者が必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)(の月数にあつては、十五日)で除した数に四を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

第十五条第一項第一号中「対応する学歴免許等欄」を「心じ」、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分、「保健師・助産師採用試験」にあつては「大学卒」の区分、「警察官採用試験」にあつては「高校卒」の区分、「診療放射線技師採用試験」、「臨床検査技師採用試験」、「理学療法士採用試験」及び「作業療法士採用試験」にあつては「短大3卒」の区分、「看護師採用試験」にあつては「短大卒」に、「前条」を「前条第一項」に、「経験年数」を「経験年数」に改め、ただし書を削り、同項第二号中「前

条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第一項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第一項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもつて、前項各号に定める経験年数とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第十五条の二 前二条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

第十六条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「給料月額」を「号給」に、「前条」を「第十五条」に改める。

第十七条(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十一条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第七に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第二十一条第二項を削り、同条第三項中「前二条」を「前三条」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同項を次のように改める。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第二十一条第六項を削る。

第二十二条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号

給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

第二十二条第三項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるとき」を「により職員の号給を決定することが著しく不適当と認められる場合に」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条第四項中「教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)」を「教育職給料表」に、「給料月額」を「号給」に、「別表第三口」を「別表第三イ」に、「ハ」を「ロ」に、「第一項各号」を「第一項」に改める。

第二十四条(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

第六章 削除

第二十五条から第二十八条まで 削除

第七章 昇給

(昇給日)

第二十九条 職員給与条例第五条第六項又は学校職員給与条例第七条第六項の人事委員会規則で定める日は、第三十二条又は第三十三条に定めるものを除き、毎年一月一日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第三十条 職員給与条例第五条第六項又は学校職員給与条例第七条第六項の規定による昇給(第三十一条又は第三十三条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第三十一条 職員を職員給与条例第五条第六項又は学校職員給与条例第七条第六項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、別に定める場合を除き、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じ、別表第八に定める昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をDに決定された職員は、昇給しない。

2 職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 勤務成績が特に良好である職員 A
- 二 勤務成績が良好である職員 B
- 三 勤務成績がやや良好でない職員 C
- 四 勤務成績が良好でない職員 D

3 人事委員会の定める事由によつて昇給日前一年間(当該期間の中途において新たに職員となつた職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間)の六分の一に相当する期間を超える期間を勤務していない職員(前項第四号に掲げる職員を除く。)の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、C又はDに決定するものとする。

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がC又はDとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分に決定することができる。

5 前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第二十一条第三項若しくは第三十六条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数を乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

6 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十三条に規定する初任給基準を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

7 一の昇給日において、第二項の規定により昇給区分をAに決定する職員の昇給の号給数の合計から当該職員について昇給区分をBに決定するとした場合の昇給の号給数の合計を減じて得た数は、人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

(研修、表彰等による昇給)

第三十二条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、職員給与条例第五条第六項又は学校職員給与条例第七条第六項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 職員があらかじめ人事委員会の承認を得た研修を良好な成績で修了した場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 職員が業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたこ

とにより人事委員会の承認した表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

三 職員が法第二十八条第一項第四号に該当する場合又はこれに準ずる場合に該当して退職する場合 退職の日
(特別の場合の昇給)

第三十三条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、職員給与条例第五条第六項又は学校職員給与条例第七条第六項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第三十四条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第三十五条 削除

第八章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第三十六条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「第二十一条第四項」を「第二十一条第三項」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第三十七条の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第一項中「専従許可」を「法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)(」に改め、「若しくは大学院修学休業」の下に「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)(」を加え、「(以下「調整期間」という。)(」を削り、「又は復職等の日から一年以内の第三十一条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でのその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る最短昇給期間を短縮する」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「給料月額を調整し、又は最短昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十七条の二(見出しを含む。)(中「給料月額」を「号給」に改める。

第三十八条中「(最短昇給期間の短縮を含む。)(」を削り、「行なう」を「行つ」に改める。

第三十九条及び第四十条を次のように改める。

第三十九条及び第四十条 削除

第四十一条を次のように改める。

(報告)
 第四十二条 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、職員の仕事の級及び号給の決定等に係る事項について報告を求めることができる。
 別表第一のイ 行政職給料表級別標準職務表の備考以外の部分を次のように改める。

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	本庁の主任の職務又はこれに相当する職務
4 級	1 本庁の主任の職務又はこれに相当する職務 2 本庁の困難な業務を分掌する主任の職務又はこれに相当する職務
5 級	本庁の相当困難な業務を処理する主査の職務又はこれに相当する職務
6 級	1 本庁の課長の職務又はこれに相当する職務 2 本庁の困難な業務を処理する主査の職務又はこれに相当する職務
7 級	1 本庁の部次長の職務又はこれに相当する職務 2 本庁の困難な業務を所掌する課長の職務又はこれに相当する職務
8 級	1 委員会の事務局長の職務又はこれに相当する職務 2 本庁の困難な業務を所掌する部次長の職務又はこれに相当する職務
9 級	1 本庁の部長の職務又はこれに相当する職務 2 委員会の困難な業務を所掌する事務局長の職務又はこれに相当する職務

別表第一のロ 公安職給料表級別標準職務表四級の項中「相当困難な」を「困難な」に改め、同表五級の項から九級の項までを次のように改め、同表十級の項を削る。

5 級	1 警部の行う職務 2 困難な業務を処理する警部補の行う職務
6 級	困難な業務を処理する警部の行う職務
7 級	警視の行う職務
8 級	相当困難な業務を掌理する警視の行う職務
9 級	困難な業務を掌理する警視の行う職務

別表第一のハ 海事職給料表級別標準職務表の備考4を削る。
 別表第一のヘ 医療職給料表(二)級別標準職務表三級の項中、「看護学校又は大学」を「又は警察学校」に、「歯科学校、」を「歯科学校、中等教育学校、」に改め、同表五級の項中「静和社」を「JUNOの医療センター」に改め、同表の備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別表第一のイ 医療職給料表(一)級別標準職務表の備考を削る。
 別表第一のロ 教育職給料表(一)級別標準職務表を削る。
 別表第一のリ 教育職給料表(二)級別標準職務表中「ウ」教育職給料表(二)級別標準職務表「ヤ」教育職給料表(一)級別標準職務表「レ」を削る。
 別表第一のハ 教育職給料表(一)級別標準職務表中「ヌ」教育職給料表(二)級別標準職務表「セ」を「ウ」教育職給料表(一)級別標準職務表「レ」に改め、同表二級の項中「又は看護教諭」を「看護教諭又は栄養教諭」に改める。
 別表第一のイ 行政職給料表級別標準職務表の備考以外の部分を次のように改める。

職種	試験	学歴免許等	職務の級								
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
一般	中級	短大卒	0	6	10	14	16	18	21	24	27
			5.5	4	4	2	2	3	3	3	
			0	3	7	11	13	15	18	21	24
初級	高校卒	0	8	12	16	18	20	23	26	29	
			3	4	4	2	2	3	3	3	
			0	3	7	11	13	15	18	21	24
保健師・助産師採用試験											

別表第二のロ 公安職給料表級別資格基準表の備考以外の部分を次のように改める。

試験 学歴免許等	職 務 の 級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
警察官 採用試験		2	3	5	6	2	2	3別に 定め る	
高校 卒	0	2	5	10	16	18	20	23	

別表第二の一 医療職給料表(一)級別資格基準表中

理学療法 士 作業療法 士	短大3卒	0	1	5	3	4	
		0	1	6	9	13	

を

理学療法 士 採用試験	短大3卒	0	1	5	3	4	
		0	1	6	9	13	

に改める。

別表第二の二 教育職給料表(一)級別資格基準表中

別表第二の一 教育職給料表(一)級別資格基準表中「ウ」教育職給料表(一)級別資格基準表」及び「エ 教育職給料表(一)級別資格基準表」及び「オ 教育職給料表(一)級別資格基準表」に改める。

別表第二の二 教育職給料表(二)級別資格基準表」に改める。

「教諭(指導する者(限))」に改める。	「教諭(指導する者(限))」に改める。
---------------------	---------------------

「教諭(指導する者(限))」に改める。	「教諭(指導する者(限))」に改める。
---------------------	---------------------

に改める。

表の欄中に「教育職給料表(二)級別資格基準表」及び「教育職給料表(一)級別資格基準表」に改める。

別表第六の一 行政職給料表初任給基準表中

2級 2号給	1級 25号給
1級 5号給	1級 15号給
1級 3号給	1級 5号給
別に定める	別に定める

に改める。 別表の欄中に「第13条第3項」

2級 2号給	1級 25号給
1級 4号給	1級 9号給
1級 3号給	1級 5号給
1級 2号給	1級 1号給

別表第六の二 公安職給料表初任給基準表中「1級2号給」及び「1級3号給」に改める。 別表の欄中に「警察学校の初任給(合科)の卒業者」及び「採用時教養の修了者」に改める。

別表第六の二 海事職給料表初任給基準表中

2級 2号給	2級 1号給
1級 4号給	1級 1号給
1級 2号給	1級 1号給

に改める。

別表第六の二 研究職給料表初任給基準表中

／級 8号給	／級 25号給
／級 5号給	／級 5号給
／級 3号給	／級 5号給

「第14条第2項及び第15条第1項第1号」ウ「1級11号給」ヤ「1級37号給」コ改ム。

別表第六の水 医療職給料表(一)初任給基準表中

／級 8号給	／級 25号給
／級 2号給	／級 /号給

別表第六のイ 医療職給料表(一)初任給基準表中

2級 2号給	2級 /号給
2級 2号給	2級 /号給
／級 4号給	／級 //号給
／級 6号給	／級 //号給
／級 4号給	／級 //号給
／級 6号給	／級 //号給
2級 2号給	2級 /号給
／級 4号給	／級 //号給

「理学療法士 作業療法士」短大3卒 /級 6号給

理学療法士	理学療法士探用試験	／級 //号給
作業療法士	作業療法士探用試験	／級 //号給

／級 4号給	／級 //号給
／級 3号給	／級 7号給

／級 4号給	／級 //号給
／級 2号給	／級 /号給
／級 6号給	／級 //号給
／級 4号給	／級 //号給
／級 2号給	／級 /号給

別表第六の上 医療職給料表(一)初任給基準表中

2級 3号給	2級 7号給
2級 2号給	2級 /号給
／級 2号給	／級 /号給

「2級4号給」ヤ「2級9号給」コ改ム。 同表の備考中「2級5号給」ヤ「2級15号給」ウ「2級4号給」ヤ「2級9号給」コ改ム。 同表の備考中「高等学校」ヤ「助産師のうちその者の有する学歴免許等の資格が大学卒でないもの及び高等学校」コ改ム。

別表第六のチ 教育職給料表(一)初任給基準表中

2級 9号給	2級 29号給
2級 5号給	2級 /3号給
2級 2号給	2級 /号給
／級 4号給	／級 //号給
／級 7号給	／級 21号給
／級 4号給	／級 //号給
／級 2号給	／級 /号給

別表第六のニ 教育職給料表(一)初任給基準表中

「教育職給料表(一)初任給基準表」コ改ム。 同表の備考中「又 教育職給料表(二)初任給基準表」ヤ「ウ 教育職給料表(二)初任給基準表」ウ

41	9	25	25	33	33	25	27	16
42	10	26	26	34	34	25	27	16
43	11	27	27	35	35	26	28	16
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	29	17
46	14	30	30	38	38	27	29	
47	15	31	31	39	39	28	30	
48	16	32	32	40	40	28	30	
49	17	33	33	41	41	29	31	
50	18	34	34	42	42	29	31	
51	19	35	35	43	43	29	32	
52	20	36	36	44	44	30	32	
53	21	37	37	45	45	30	33	
54	22	38	38	46	46	30	33	
55	23	39	39	47	47	31	34	
56	24	40	40	48	48	31	34	
57	25	41	41	49	49	31	35	
58	25	41	42	50	45	32	35	
59	26	42	43	51	46	32	36	
60	26	42	44	52	46	32	36	
61	27	43	45	53	47	33	37	
62	27	43	45	54	47	33		
63	28	44	45	55	48	34		
64	28	44	46	56	48	34		
65	29	45	46	57	49	35		
66	29	45	46	58	49	35		
67	30	46	47	59	50	36		
68	30	46	47	60	50	36		
69	31	47	47	61	51	37		
70	31	47	48	62	51	37		

71	32	48	48	63	52	38		
72	32	48	48	64	52	38		
73	33	49	49	65	53	39		
74	33	49	49	66	54	39		
75	34	49	49	67	55	40		
76	34	49	50	68	56	40		
77	35	50	50	69	57	41		
78	35	50	50	70	58			
79	36	50	51	71	59			
80	36	50	51	72	60			
81	37	51	51	73	61			
82	37	51	52	74	62			
83	38	51	52	75	63			
84	38	51	52	76	64			
85	39	52	53	77	65			
86	39	52	53	78				
87	40	52	53	79				
88	40	52	53	80				
89	41	53	54	81				
90	41	53	54	82				
91	42	53	54	83				
92	42	53	54	84				
93	43	53	55	85				
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	56					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					

32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	31
48	40	36	32	24	40	40	36	31
49	41	37	33	25	41	41	37	31
50	42	38	34	26	42	42	38	32
51	43	39	35	27	43	43	39	32
52	44	40	36	28	44	44	40	32
53	45	41	37	29	45	45	41	33
54	46	42	38	30	46	46	42	33
55	47	43	39	31	47	47	43	34
56	48	44	40	32	48	48	44	34
57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	35
59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37

62	54	50	46	38	54	50	50
63	55	51	47	39	55	51	51
64	56	52	48	40	56	51	52
65	57	53	49	41	57	51	53
66	58	54	50	42	58	52	53
67	59	55	51	43	59	52	54
68	60	56	52	44	60	52	54
69	61	57	53	45	61	53	55
70	62	58	54	46	62	54	55
71	63	59	55	47	63	55	56
72	64	60	56	48	64	56	56
73	65	61	57	49	65	57	57
74	66	62	58	50	66	58	58
75	67	63	59	51	67	59	59
76	68	64	60	52	68	60	60
77	69	65	61	53	69	61	61
78	70	66	62	54	70	62	
79	71	67	63	55	71	63	
80	72	68	64	56	72	64	
81	73	69	65	57	73	65	
82	74	70	66	58	74	66	
83	75	71	67	59	75	67	
84	76	72	68	60	76	68	
85	77	73	69	61	77	69	
86	78	74	70	62	78	70	
87	79	75	71	63	79	71	
88	80	76	72	64	80	72	
89	81	77	73	65	81	73	
90	82	78	74	66	82	74	
91	83	79	75	67	83	75	

3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	2	1	1
15	1	1	1	3	1	1
16	1	1	1	4	1	1
17	1	1	1	5	1	1
18	1	2	2	6	2	2
19	1	3	3	7	3	3
20	1	4	4	8	4	4
21	1	5	5	9	5	5
22	2	6	6	10	6	6
23	3	7	7	11	7	7
24	4	8	8	12	8	8
25	5	9	9	13	9	9
26	6	10	10	14	10	10
27	7	11	11	15	11	11
28	8	12	12	16	12	12
29	9	13	13	17	13	13
30	10	14	14	18	14	14
31	11	15	15	19	15	15
32	12	16	16	20	16	16

33	13	17	17	21	17	17
34	14	18	18	22	17	17
35	15	19	19	23	18	18
36	16	20	20	24	18	18
37	17	21	21	25	19	19
38	17	22	21	26	19	19
39	17	23	22	27	20	20
40	18	24	22	28	20	20
41	18	25	23	29	21	21
42	18	25	23	30	21	21
43	19	26	24	31	21	21
44	19	26	24	32	22	22
45	19	27	25	33	22	22
46	20	27	25	34	22	22
47	20	28	26	35	23	23
48	20	28	26	36	23	23
49	21	29	27	37	23	23
50	21	29	27	37	24	24
51	22	30	28	37	24	24
52	22	30	28	38	24	24
53	23	31	29	38	25	25
54	23	31	30	38	25	25
55	24	32	31	39	25	25
56	24	32	32	39	26	26
57	25	33	33	39	26	26
58	25	33	33	40	26	26
59	26	34	33	40	27	27
60	26	34	34	40	27	27
61	27	35	34	41	27	27
62	27	35	34	41	28	28

63	28	36	35	42	28
64	28	36	35	42	28
65	29	37	35	43	29
66	29	37	36	43	29
67	30	38	36	44	29
68	30	38	36	44	30
69	31	39	37	45	30
70			37	45	30
71			37	46	31
72			37	46	31
73			38	47	31
74			38	47	
75			38	48	
76			38	48	
77			39	49	
78			39	50	
79			39	51	
80			39	52	
81			40	53	
82			40	54	
83			40	55	
84			40	56	
85			41	57	
86			41	58	
87			41	59	
88			41	60	
89			42	61	
90			42		
91			42		
92			42		

93			43	
94			43	
95			43	
96			43	
97			44	
98			44	
99			44	
100			44	
101			45	

二 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	/	/	/	/
2	/	/	/	/
3	/	/	/	/
4	/	/	/	/
5	/	/	/	/
6	/	/	/	/
7	/	/	/	/
8	/	/	/	/
9	/	/	/	/
10	/	/	/	/
11	/	/	/	/
12	/	/	/	/
13	/	/	/	/
14	/	/	/	/
15	/	/	/	/
16	/	/	/	/
17	/	/	/	/

18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22

48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23
51	26	18	32	24
52	26	18	32	24
53	27	19	33	25
54	27	19	34	25
55	28	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29
63	34	24	40	29
64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	
75	40	30	44	
76	40	30	44	
77	41	31	45	

78	41	31	45
79	42	32	46
80	42	32	46
81	43	33	47
82	43	33	47
83	44	33	48
84	44	34	48
85	45	34	49
86	46	34	49
87	47	35	50
88	48	35	50
89	49	35	51
90	49	36	
91	50	36	
92	50	36	
93	51	37	
94	51	37	
95	52	37	
96	52	38	
97	53	38	
98	54	38	
99	55	39	
100	56	39	
101	57	39	
102	57	40	
103	58	40	
104	58	40	
105	59	41	
106	59	41	
107	60	41	

108	60	42	
109	61	42	
110	61	42	
111	61	43	
112	62	43	
113	62	43	
114	62	44	
115	63	44	
116	63	44	
117	63	45	
118	64	45	
119	64	46	
120	64	46	
121	65	47	

ホ 医療職給料表(昇格時号給対応表)

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1

13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	2	1
19	1	3	3	1
20	1	4	4	1
21	1	5	5	1
22	2	6	6	1
23	3	7	7	1
24	4	8	8	1
25	5	9	9	1
26	6	10	10	2
27	7	11	11	3
28	8	12	12	4
29	9	13	13	5
30	10	14	14	6
31	11	15	15	7
32	12	16	16	8
33	13	17	17	9
34	14	18	18	10
35	15	19	19	11
36	16	20	20	12
37	17	21	21	13
38	18	22	22	14
39	19	23	23	15
40	20	24	24	16
41	21	25	25	17
42	22	26	26	18

43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42

73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

医療職給料表(昇格時号給対応表)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
/	/	/	/	/	/	/	

2	/	/	/	/	/	/	/	/	/
3	/	/	/	/	/	/	/	/	/
4	/	/	/	/	/	/	/	/	/
5	/	/	/	/	/	/	/	/	/
6	/	/	/	/	/	/	/	/	/
7	/	/	/	/	/	/	/	/	/
8	/	/	/	/	/	/	/	/	/
9	/	/	/	/	/	/	/	/	/
10	/	/	/	/	/	/	/	/	/
11	/	/	/	/	/	/	/	/	/
12	/	/	/	/	/	/	/	/	/
13	/	/	/	/	/	/	/	/	/
14	/	/	/	2	/	/	/	/	/
15	/	/	/	3	/	/	/	/	/
16	/	/	/	4	/	/	/	/	/
17	/	/	/	5	/	/	/	/	/
18	/	2	6	2	2	2	2	2	2
19	/	3	7	3	3	3	3	3	3
20	/	4	8	4	4	4	4	4	4
21	/	5	9	5	5	5	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15	15	15	15

32	12	16	20	16	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21	21
38	18	22	26	22	22	22	21
39	19	23	27	23	23	23	22
40	20	24	28	24	24	24	22
41	21	25	29	25	25	25	23
42	22	26	30	26	26	26	23
43	23	27	31	27	27	27	24
44	24	28	32	28	28	28	24
45	25	29	33	29	29	29	25
46	26	30	34	30	30	30	25
47	27	31	35	31	31	31	25
48	28	32	36	32	32	32	26
49	29	33	37	33	33	33	26
50	29	34	38	33	33	33	26
51	30	35	39	34	34	34	27
52	30	36	40	34	34	34	27
53	31	37	41	35	35	35	27
54	31	38	42	35	35	35	28
55	32	39	43	36	36	36	28
56	32	40	44	36	36	36	28
57	33	41	45	37	37	37	29
58	34	42	46	38	37	37	29
59	35	43	47	39	37	37	30
60	36	44	48	40	38	38	30
61	37	45	49	41	38	38	31

62	37	46	50	41	38	31
63	38	47	51	41	39	32
64	38	48	52	42	39	32
65	39	49	53	42	39	33
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	41	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	42	
72	42	54	60	44	42	
73	43	55	61	45	43	
74	43	55	61	45	43	
75	44	56	62	45	44	
76	44	56	62	45	44	
77	45	57	63	46	45	
78	45	57	63	46	45	
79	45	58	64	46	46	
80	46	58	64	46	46	
81	46	59	65	47	47	
82	46	59	65	47	47	
83	47	60	66	47	48	
84	47	60	66	47	48	
85	47	61	67	48	49	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	49		
90		62	70	49		
91		62	71	49		

92		62	72	50		
93		62	73	50		
94		62	73	50		
95		63	74	51		
96		63	74	51		
97		63	75	51		
98		63	75	52		
99		63	76	52		
100		64	76	52		
101		64	77	53		
102		64	77	53		
103		64	78	54		
104		64	78	54		
105		65	79	55		
106			79			
107			80			
108			80			
109			81			
110			81			
111			82			
112			82			
113			83			

備考 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員については、医療職給料表昇格時号給対応表と読み替えて適用する。

ト 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
1	/	/	/	/	/	/	
2	/	/	/	/	/	/	
3	/	/	/	/	/	/	

4	/	/	/	/	/	/	/	/	/
5	/	/	/	/	/	/	/	/	/
6	/	/	/	/	/	/	/	/	/
7	/	/	/	/	/	/	/	/	/
8	/	/	/	/	/	/	/	/	/
9	/	/	/	/	/	/	/	/	/
10	/	/	/	/	/	/	/	/	/
11	/	/	/	/	/	/	/	/	/
12	/	/	/	/	/	/	/	/	/
13	/	/	/	/	/	/	/	/	/
14	/	/	/	2	/	/	/	/	/
15	/	/	/	3	/	/	/	/	/
16	/	/	/	4	/	/	/	/	/
17	/	/	/	5	/	/	/	/	/
18	2	/	6	2	/	/	2	/	2
19	3	/	7	3	/	/	3	/	3
20	4	/	8	4	/	/	4	/	4
21	5	/	9	5	/	/	5	/	5
22	6	/	10	6	/	2	6	/	6
23	7	/	11	7	/	3	7	/	7
24	8	/	12	8	/	4	8	/	8
25	9	/	13	9	/	5	9	/	9
26	10	2	14	10	6	10	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17	17	13	17

34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44

64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	
91	71	67	79	66	47	
92	72	68	80	66	47	
93	73	69	81	67	47	

94	74	70	82	67				
95	75	71	83	68				
96	76	72	84	68				
97	77	73	85	69				
98	77	74	85	70				
99	78	75	86	71				
100	78	76	86	72				
101	79	77	87	73				
102	79	78	87	73				
103	80	79	88	74				
104	80	80	88	74				
105	81	81	89	75				
106	81	81	90	75				
107	81	81	91	76				
108	82	82	92	76				
109	82	82	93	77				
110	82	82	94	78				
111	83	83	95	79				
112	83	83	96	80				
113	83	83	97	81				
114	84	84	98					
115	84	84	99					
116	84	84	100					
117	85	85	101					
118	85	85	101					
119	85	85	102					
120	85	86	102					
121	86	86	103					
122	86	86	103					
123	86	87	104					

124	86	87	104					
125	87	87	105					
126	87	88						
127	87	88						
128	87	88						
129	88	89						
130	88	89						
131	88	89						
132	88	90						
133	89	90						
134	89	90						
135	89	91						
136	90	91						
137	90	91						
138	90	92						
139	91	92						
140	91	92						
141	91	93						
142	92	93						
143	92	93						
144	92	94						
145	93	94						
146	93	94						
147	93	95						
148	93	95						
149	94	95						
150	94	96						
151	94	96						
152	94	96						
153	95	97						

154	95								
155	95								
156	95								
157	96								
158	96								
159	96								
160	96								
161	97								
162	97								
163	97								
164	98								
165	98								
166	98								
167	99								
168	99								
169	99								

子 教育職給料表(昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1

11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	1	1
31	11	1	1	1
32	12	1	1	1
33	13	1	1	1
34	14	1	1	1
35	15	1	1	1
36	16	1	1	1
37	17	1	1	1
38	18	1	1	1
39	19	1	1	1
40	20	1	1	1

41	21	1	1	1
42	22	1	1	2
43	23	1	1	3
44	24	1	1	4
45	25	1	1	5
46	26	1	1	6
47	27	1	1	7
48	28	1	1	8
49	29	1	1	9
50	30	1	1	10
51	31	1	1	11
52	32	1	1	12
53	33	1	1	13
54	33	2	1	14
55	34	3	1	15
56	34	4	1	16
57	35	5	1	17
58	35	6	1	18
59	36	7	1	19
60	36	8	1	20
61	37	9	1	21
62	37	10	1	22
63	38	11	1	23
64	38	12	1	24
65	39	13	1	25
66	39	14	1	26
67	40	15	1	27
68	40	16	1	28
69	41	17	1	29
70	42	18	1	30

71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	
79	48	27	
80	48	28	
81	49	29	
82	49	30	
83	49	31	
84	50	32	
85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	

101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	

131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			

161			
162			
163			
164			
165			
166			
167			
168			
169			

リ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	/	/	/
2	/	/	/
3	/	/	/
4	/	/	/
5	/	/	/
6	/	/	/
7	/	/	/
8	/	/	/
9	/	/	/
10	2	/	/
11	3	/	/
12	4	/	/
13	5	/	/
14	6	/	/
15	7	/	/
16	8	/	/
17	9	/	/

18	10	/	/	/
19	11	/	/	/
20	12	/	/	/
21	13	/	/	/
22	14	/	/	/
23	15	/	/	/
24	16	/	/	/
25	17	/	/	/
26	18	/	/	/
27	19	/	/	/
28	20	/	/	/
29	21	/	/	/
30	22	/	/	/
31	23	/	/	/
32	24	/	/	/
33	25	/	/	/
34	26	/	/	/
35	27	/	/	/
36	28	/	/	/
37	29	/	/	/
38	30	/	/	/
39	31	/	/	/
40	32	/	/	/
41	33	/	/	/
42	34	/	/	/
43	35	/	/	/
44	36	/	/	/
45	37	/	/	/
46	38	/	/	/
47	39	/	/	/

48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21

78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	66	53	
102	66	54	
103	66	55	
104	66	56	
105	67	57	
106	67	58	
107	67	59	

108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	

138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
166			
167			

168			
169			

別表第八(第31条関係) 昇給号給数表

昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	5号給以上	4号給	3号給以下
	3号給以上	2号給	1号給

備考 この表に定める上段の号給数は職員給与条例第5条第8項又は学校職員給与条例第7条第8項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数はこれらの規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第九の備考1を削り、同備考2を同備考とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(特定級職員の在級年数等に関する経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第四百号)附則第十項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第五百号)附則第九項の規定によりその者の平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「特定級職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の初任給、昇給、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第二の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

一 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の二級若しくは五級又は公安職給料表の五級であった職員 旧級及び旧級の二級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 特定級職員に係る切替日以後の職務の級の二級上位の職務の級への昇格(切替日から平成十九年三月三十一日までの間における改正後の規則第十八条の規定によるものに限る。)については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年」とあるのは、

「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、行政職給料表の二級若しくは五級又は公安職給料表の五級(以下この項において「特定級の職務の級」という。)であった職員にあつては旧級及び旧級の二級下位の職務の級並びに一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第四百号)以下この項において「職員給与改正条例」という。)附則第十項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第五百号)以下この項において「学校職員給与改正条例」という。)附則第九項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算一年(人事委員会が別に定める場合にあつては、その定める期間)以上、旧級が職員給与改正条例附則別表第一又は学校職員給与改正条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては旧級及び新級に通算一年」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

4 切替日に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の規則第二十一条又は第二十二条の規定を適用する。

(平成十九年一月一日における昇給の号給数の特例)

5 平成十九年一月一日における改正後の規則第三十一条第三項及び第五項の規定の適用については、同条第三項中「昇給日前一年間」とあるのは、平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と、同条第五項中「前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第二十一条第三項若しくは第三十六条の規定により号給を決定された職員」とあるのは「平成十九年一月一日における職員」と、「その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とあるのは「平成十八年四月一日(同日後に新たに職員となつた者又は同日後に第二十一条第三項若しくは第三十六条の規定により号給を決定された職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日)」とする。

(級別標準職務に関する経過措置)

6 切替日に現に改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第一の八 海 事職給料表級別標準職務表の備考4、別表第一へ 医療職給料表(二)級別標準職務表の備考2又は別表第一ト 医療職給料表(三)級別標準職務表の備考の規定により、その職の属する職務の級の二級上位の職務の級とされている職員については、改正後の規則別表第一の級別標準職務表の規定にかかわらず、引き続き当該二級上位の職務の級に在級することができる。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

7 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成八年山口県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。
 附則第三項中「給料月額及びこれを受けることとなる期間」を「号給」に改める。
 附則別表第三中

教育職給料表(一)	2級	3級	4級	5級
-----------	----	----	----	----

削り、「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(一)」に、「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(二)」に改める。

8 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十一年山口県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一項の前の見出しを削る。

附則第三項の前の見出し及び同項から附則第八項までを削る。

9 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十六年山口県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第七項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

を

平成十八年三月三十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)